

8 福総第 3 6 7 号
令和 8 年 6 月 1 0 日

各 市 町 村 長 殿
各 広 域 連 合 の 長 殿

愛 知 県 福 祉 局 長

令和 8 年度愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）
に係る補助金交付申請について（通知）

本県では、介護人材の確保を目的として、昨年度に引き続き、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく事業を実施します。

については、当該補助金交付要綱別表に掲げた事業のうち、下記事業に係る補助金交付申請を受付けますので、交付を希望される場合は、別記「申請方法等について」を確認のうえ、令和 8 年 7 月 1 7 日（金）までに関係書類をご提出ください。

また、貴管内に所在する介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）及び老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に基づく事業所・施設等へ本通知を周知いただきますようお願いいたします。

記

1 本通知対象事業

- ・ 介護の普及啓発事業
- ・ 介護人材資質向上事業（外国人介護留学生学習支援事業を含む）
- ・ 研修受講支援事業
- ・ 介護福祉士資格取得支援事業
- ・ 介護人材確保対策連携支援事業

2 留意事項

介護支援専門員の研修受講料に係る補助について、今年度においても介護支援専門員研修受講支援事業（高齢福祉課所管、6 月から 7 月ごろ申請受付予定）において補助することとしますので、既存の介護人材資質向上事業では補助対象としません。

また、介護人材資質向上事業及び介護支援専門員研修受講支援事業については、両事業の補助額を合算して、政令市にあっては 5 0, 0 0 0 千円、中核市及び広域連合にあっては 2 0, 0 0 0 千円、政令市及び中核市を除く市にあっては 1 0, 0 0 0 千円、それ以外の補助事業者にあっては 5, 0 0 0 千円を補助額の上限とします。

担 当 福祉部福祉総務課福祉企画室
福祉人材確保グループ

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 8 1 4（ダイヤルイン）

メー ル fukushi-kikaku@pref.aichi.lg.jp

申請方法等について

1 確認いただく事項

- ① 基準額、対象となる経費、補助対象事業者の範囲、補助率 等
→愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱及び別表（02, 03 ファイル）
- ② 対象事業の内容、詳細
→各対象事業に係る事業実施要綱（04 フォルダ）

2 提出書類

- ① 各対象事業に係る要綱別紙様式 1 関係（05 フォルダ）※様式 2, 3 関係は今回不要
- ② 要綱別紙様式 1 関係に記載のある添付資料
※申請後、状況に応じて追加書類を提出いただく場合があります。
- ③ 受取人届出書（06 ファイル）※市町村等を除く
- ④ R8 担当者連絡先シート（07 ファイル）

3 留意事項

- ① 令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）に実施し、かつ経費の支出を行う事業が本通知の対象となります。
※県から別に、承認を得ている場合を除く。
- ② 同一の事業・取組を対象として、他の補助金等を受ける場合は、当該補助金の対象となりません。
- ③ 今回、ご提出いただく申請額が、令和 8 年度の上限額となりますので、予めご承知おきください。（※令和 8 年度内に実施するものについては、予定も含めて申請してください。）
提出された交付申請書は、審査の後、交付の決定を行います。交付決定の内容・金額等は、決定時に送付する「交付決定通知書」によりご確認ください。
- ④ 事業終了後 30 日以内または翌年度の 4 月 5 日までに、要綱別紙様式 2 関係により事業実績報告書の提出が必要となりますので、予めご承知おきください。当実績報告書の審査を踏まえ、翌年度の 4 月～5 月にかけて補助金が支払われます。

4 提出方法

- ・下記宛先へ郵送により提出してください。

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 福祉企画室福祉人材確保グループ あて

(封筒下段に、「〇〇〇事業費補助金交付申請書」と記載してください。)

5 問合せ先

- ・各事業における問合せ等につきましては、下記に記載の事業担当者へお問い合わせください。

事業名	事業別 担当者名	連絡先
介護の普及啓発事業	山田	052-954-6814 (ダイヤル)
介護人材資質向上事業（外国人介護留学生学習支援事業を含む）	森	
研修受講支援事業	原田	
介護福祉士資格取得支援事業	森	
介護人材確保対策連携支援事業	原田	

6 その他

- ・福祉人材確保グループが所管する愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）のうち「外国人介護留学生奨学金給付等支援事業」、「外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業」、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）」、「外国人介護人材技能向上研修事業」については、準備が整い次第、申請の受付を開始するため、今しばらくお待ちください。

- ・介護支援専門員の研修受講料に係る補助について、今年度においても介護支援専門員研修受講支援事業（高齢福祉課所管、6月から7月ごろ申請受付予定）において補助することとしますので、既存の介護人材資質向上事業では補助対象としません。

- ・介護人材資質向上事業及び介護支援専門員研修受講支援事業については、両事業の補助額を合算して、政令市にあつては50,000千円、中核市及び広域連合にあつては20,000千円、政令市及び中核市を除く市にあつては10,000千円、それ以外の補助事業者にあつては5,000千円を補助額の上限とします。